

## 黒澤いつきさん 記念講演

### ～自由と平和を守りたい～改憲に抗う～

憲法9条の会つくば「11周年記念のつどい」 2016年11月26日

司会（穂積怜）：それでは、自由と平和を守りたい～改憲に抗う～と題しまして、明日の自由を守る若手弁護士会の、共同代表で元弁護士でいらっしゃる黒澤いつきさんにお話しいただきます。明日の自由を守る若手弁護士会の、略称あすわかについて簡単にご紹介させていただきます。あすわかには自民党の「日本国憲法改正草案」のその内容と怖さを広く知らせることを目的とする若手弁護士の有志の会です。全国各地でカフェや紙芝居を使っての憲法カフェの分かりやすく親しみやすく講演を行っています。それでは黒澤いつきさん、お願いいたします。

#### 講演

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました黒澤です。私は、今年の5月3日に憲法フェスティバルにもお招きいただいて、茨城県から一年間に2回もお招きいただいて感激しています。

この数年間、安倍政権の歩みを振り返ってみると、ほんとに暗澹とする気持ちでいっぱいです。ついに南スーダン派遣の部隊に駆けつけ警護の新任務が付与されてしまいました。

自衛隊の殉職を期待しているかのような安倍政権、憲法9条の死文化を期待しているかのような政権の態度に心の底からの怒りでいっぱいですが、皆さまも同じ気持ちであったと思います。今、日本、私たち国民は岐路に立たされている。ただ単に、この国が民主主義国家のまま軍隊を持つというレベルではなく、近代民主主義国家を止めるのかやめないかというそういう岐路に立たされている。この現状を確認し合わないといけないし、すべての国民がその認識を持たないといけないと思うのです。憲法に縛られているはずの権力が自ら憲法を踏みにじって、憲法と真っ向から矛盾することを次々につくりだして、ゆくゆくは憲法の全面的な改正を目指している、前代未聞の状況です。そんな状況である一方、まだまだ憲法についての知識がない、深く考えたことのない方がたくさんいます。憲法を変えるとか変えないとかの議論にたどりつくレベルでない、憲法を知らない方たちが多く、私は4年弱前にこんな状況をどうしても変えたい、変えないと子どもの未来を守れない、と思いました。国民が憲法を自分のものと考えて、真正面から向き合って考えて、子供に手渡せるような社会をつくりたい、そういう想いでこのあすわかを立ち上げました。改憲勢力が7月の選挙で、ついに（憲法改正の必要な）3分の2の議席を獲得してしまいました。今日の学習会が、子供たち自由と平和、ただただ平穏な自由な毎日を守るために何ができるのか、を考える一つのきっかけになればと思います。

安倍政権によって何が壊されようとしているのか、壊されつつあるのか、を理解するためには、そもそも憲法とは何なのか、私たちの人生の土台に何があるのか、から振り返る必要があります。近現代における憲法が誕生したのは近代市民革命時代でした。この時代、国家とは何か、人間とは何か、国家と人間はどういう関係に立つのかの世界観がガラッと変わっていった時代でした。それまでは王様とか貴族とか宗教者、つまりいわゆる「支配者」が市民を支配し、「支配する側」と「支配される側」との間

には圧倒的な命のランク付けがありました。「貴い命」「貴くない命」のランク付けがありました。支配される側には職業選択・表現の自由もない、財産の所有権も認められてない、支配者に隷従するために生かされている存在という封建時代でした。ところが、その価値観がごろっと変わっていった。きっかけは、アメリカの独立戦争であり、フランス革命でした。「人は生まれながらに自由で平等な存在ではないのか？」と、だんだん気づいていった。一人一人がこの世にたった一人しかかけがえのない存在ではないのか？私は私らしく、あなたはあなたらしく生きていっていいはずだ、誰かに支配される存在はあり得ない、私は私らしくあなたはあなたらしく生きていっていいんだ…その発想を「個人の尊重」と言います。この「個人の尊重」という発想がすべてのスタートでした。尊厳ある人生を歩んで行っていいはずなのだ、それでは、尊厳ある人生のために何が必要だろうか？ここで、基本的人権が発見されていくわけです。そしてまた、人権を維持するために国家が必要だと考えました。国家が先ずあってそこに生まれた人は国家のために生かされるのではなく、一人のかけがえのない人が集まって、その自由とか人権を守るために国家が必要になったという逆転の発想が生まれました。これを「社会契約」と言います。自分たちの自由・尊厳を守るために国家に一定程度の権力を託す、そういう信託関係があることに気付いたわけです。しかし、国家に権力を託して、託したまま放置したらどうなるか、コントロールしない権力は必ず国民を支配しようとする、搾取しようとする。だから、権力を託すのはよいけれど、託した国民が必ずコントロールできなければなりません。そこで、「憲法で権力をあらかじめ縛っておこう」という発想が生まれた。「いかなる政治権力もこの法に従って政治をなさい」という、国民が法で権力を縛る、それが立憲主義という考えです。この立憲主義の考えは、じわじわと欧米のスタンダードになり、人類普遍の価値観となり、世界の民主主義国家のスタンダードになりました。

それでは、日本ではどうだっただろうというと、70年前まで日本には大日本帝国国憲法という、「憲法」と名がつくものが確かにありました。

日本ではどうでしょうか。

日本には、70年前まで大日本帝国憲法という憲法がありました。

天皇主権、つまり、日本の支配者は天皇。

万系一世の天皇は、神聖にしておかすべからず。天皇は人ではなく神でした。絶対的な存在として君臨しました。天賦人権の思想などあるはずもなく、国民は臣民。法律が許した範囲内では自由はありません。

天皇を頂点としたピラミッド、そういう中央集権国家を頑丈にするために政府は家制度を作り上げました。家族が戸主に服従する家、それぞれの家とその絶対的な秩序を維持することが、天皇を頂点とした日本というピラミッドを強いものにする、と徹底的に教え込みました。女性は男性の所有物。民法上の権利も、選挙権もありませんでした。

第二次世界大戦の最後、無条件降伏して民主主義国家として生まれ変わらなさい、というポツダム宣言を受け入れて、敗戦を迎えました。

民主主義国家として生まれ変わるために制定された日本国憲法。

ここで日本国憲法の前文を読んでみましょう。

立憲主義的な観点から解説すると、この前文、4段落で構成されていて、そのすべての段落が『日本国民は』『我々は』という主語で始まっていることにご注目ください。

この憲法が、日本国民のものであり、国民が権力に突きつけているものだからこそ、こういう主語になっているわけです。立憲主義の考えがベースになっていることがよく分かるかと思います。

また、人権の思想や民主主義といったものが『人類普遍の原理』である、と確信しています。その人類普遍の原理が、日本で実現することのみならず、国際社会全体で実現することを目指すんだ、とまで言っています。非常に理想高く、自分の国独自の発展だけでなく人類全体の未来を見据えている、という姿勢であることが特徴といえましょう。

次に13条を見て下さい。

日本国憲法は13条で「個人の尊厳」を宣言しています。

これは私が最初にお話した、「私は私らしく生きていていい」ということです。国民1人ひとりが、尊厳ある人間として自分らしい人生を歩んでいっていいんだ、という宣言です。憲法はこれが国家の究極のテーマであることをうたい、続けてきめ細やかな人権条項をそろえました。

また、戦争の加害と被害、両面を味わい尽くした国として、国家間の紛争解決に武力は何の意味も持たないことを悟り、戦争放棄・戦力不保持を宣言しました。70年経った今なお、最先端の内容であることは間違いありません。

このように、すべては、個人の尊厳のためなのです。民主主義も、立憲主義も、すべて、根源は、私たち一人ひとりが誇りある人間としてこの地で生きていくために必要不可欠なルール。いわば、近代国家として最低限共有されているはずのルールです。

その最低限のルールが、壊されつつあるのです。

2012年12月の選挙で自民党は大勝し、与党に返り咲きました。復活した安倍政権の今に至るまでの3年半の道のりは、さきほどお話した「近代の価値」が見事に切り崩されていく3年間だったといえます。

2014年7月、自衛隊創設60年という節目の年に、政府は戦争放棄を宣言する憲法9条が、集団的自衛権の行使を許している、という解釈を閣議決定しました。つまり「憲法9条が同盟国との戦争を許している」というのです。法律家として、こんな読みかえは、到底「解釈」とは認められません。理屈はどうでもいい、なりふりかまわない、「憲法に何が書かれているか」よりも「権力が憲法をどう読みたいか」が優先する、という宣言。つまり、立憲主義を否定する宣言。これが解釈改憲の閣議決定でした。

2015年9月19日、政府と与党は、解釈改憲を前提とした安保関連法を成立させました。

そしてついに今月15日、内戦が終わらない南スーダンへの派遣部隊に、『駆けつけ警護』を新たな任務として付与し、安保関連法を実行しました。自衛官の命が奪われるのは、時間の問題になってきました。

憲法9条は一文字も変わっていません。日本は憲法9条と、憲法9条に違反する安保関連法が同時に存在する、異常な事態に陥っています。

「憲法に何が書かれているか」よりも「権力が憲法をどう読みたいか」が優先する、その既成事実ができてしまった。憲法の条文より権力の執念が上位概念として位置づけられてしまった。これはまさに、

立憲主義の破壊です。私たちは、政治が憲法を乗り越える瞬間に立ち会ってしまった。近代国家としてそこだけは共有しなければならないという最低限のルールが破壊されつつあるわけです。

安倍政権や与党自民党の最大の目標が、明文改憲であることは間違いありません。改憲したいからには、目指す国家像があるはずです。

それが端的に分かる資料が、彼らの、改憲草案です。

駆け足になりますが、特徴を見てみましょう。

それでは次に、自民党の改憲草案の前文を読みます。

冒頭、「日本国は」で始まっています。

社会契約や天赋人権といった思想は何処にも登場しません。代わりに、書かれているのは、日本の「歴史」、「固有の文化」、「良き伝統」。

強調されるのは「国と郷土を守る」国民、「和を尊ぶ国家を形成する」国民、「自由と規律を重んじる」国民、「良き伝統」を子孫に継承する国民。

この国に生まれた国民とは、こういう人間である、と、もう当然の前提として決められているのです。自由な生き方など許されていないわけです。国家が国民に対して、国民とはどうあるべきか、どういう国民として生きるべきか、が書かれているわけです。

個人がいて、個々人の自由や人権を守るために国家が作られた、という論理ではなく、日本という誇るべき国家があり、そこに生まれた者は、この国家の繁栄のために生きるのが当然である、という大逆転の発想が根底に流れています。改憲草案の前文最後が「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。」と締めくくられているとおり、憲法を制定する目的は、国民個々人の幸せではなく国家の繁栄なわけです。

また、自国民の繁栄ではなく、全世界の発展を見据えて、そのために名誉ある地位を、という発想も捨てられています。先の大戦の反省は一言もないどころか、第2段落冒頭「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し」とあるように、災害と戦争を同列に並べて、事故をもらった被害者かのような認識で終わっています。

このようなわけで、前文を読むだけで自民党が改憲で目指す国家とはどのようなものか、簡単にイメージがつかめたかと思います。

内容をダイジェストで見てください。

次に、憲法の究極のテーマである「個人の尊重」がうたわれている13条はどう変わるでしょうか。改憲草案の13条前段はこうです、

「すべて国民は、人として尊重される。」。

個人として、ではなく、人として尊重される。個人の個という字がとれました。国民は、個性を持ったかけがえのないたった1人の存在として扱われるのではなく、包括的な「人」というくくりでしか捉えられないということです。もっと簡単にいえば、「国家にとって、国民の個性なんてどうでもいいんだ」ということ。自分らしい人生が歩めているかどうか、人としての尊厳ある生活を送れているかどうかは、国家にとっては大事ではない、ということです。

改憲草案の 12 条、「この憲法が国民に保障する自由および権利は…これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益および公の秩序に反してはならない」。続けて 13 条を読みます。「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り…最大限に尊重されなければならない」。

12 条、13 条共に基本的人権が、「公益及び公の秩序に反してはならない」と繰り返し言われています。自民党の解説では、「公益及び公の秩序に反してはならない」は日本国憲法に書いてある「公共の福祉に反してはならない」という「公共の福祉」の言葉が分かりづらから「公益及び公の秩序」と変えただけです、という説明をよくするのですね。しかしそれは嘘なのです。「公共の福祉」という言葉、これは公益とか秩序とかの概念は違う、全く違う別の概念なのです。日本国憲法は「個人の尊重」をテーマにしているので、「この世に人の命や人権よりも大切なものはない」という価値観にたどり着いています。この世に人の命や人権よりも大切なものはない、なので、どうしても制限しなくてはいけない時があるとすれば、それは「他の人の人権や生命とぶつかったとき」である、と考えるのです。一番大切なもの同士がぶつかってしまったら、お互い調整しないといけないという論理です。例えば、お医者さんの例です。私は完全に文系の人間なのですが、こんな私が職業選択の自由があるから明日から医者やりますとどうなるでしょうか？医者ですからと言って治療もどきをしたらどうなるか、必ず誰かの命か健康が傷つけられてしまいます。いくら国民に職業選択の自由があるからと言って、他の人の命や健康を傷つけてもよいということにはなりません。そこで、そこは調整しなければならず、国家は、「職業選択の自由をちょっと我慢してもらわないといけないよね」という最低限の制約を設けました。ある程度の技術とある程度の知識を持った人に医者免許を渡す、免許を持った人だけが医療に従事してよいという制度にしました。「公共の福祉」というのはそういう調整原理なのです。

だから、例えば「秩序」を理由に人権を制約してよいという発想はまるでないのです。ところが改憲草案はそうでないわけです。人権より大切なもの、あるよ、それは「公益」です、「秩序」です。国民には基本的人権はあるけれど、基本的人権の行使は絶対に公益や公の秩序に反してはならない、と言っているわけです。日本国憲法とは、全く、価値の序列が違うのです。「秩序」とは何でしょう？「公益」とは何でしょう？こんなあいまいな概念を持ち出してこられても、私は、それがどんなものか説明できません。しかし、そこに彼らの狙いがあるのです。「秩序」とは何か、「公益」とは何か…結局、それがなにかを決めるのは警察なのです。警察が「その人権行使は公益を害する！」「秩序を乱す！」と認定してしまえば、もう終わりなのです。国民は、事前に、自分の権利行使は公益や秩序を乱しているのだろうか、など予想できません。あまりにもあいまいな概念だからです。そう、わざと曖昧にしているのです。いくらでも取り締まれるように。

公益とか秩序とかに反しない限り自由を認めてあげる、その姿勢は、大日本帝国憲法の時代と何ら変わりません。自由というもの、人権というものの意味がまるで変わってきてしまっている。

およそ基本的人権というのは公益や秩序に反してはならないのだという一般的な規定を定めておきながら、改憲草案はさらに追い打ちをかけます。

21 条の表現の自由の条文を見てください。

日本国憲法の 21 条には 2 項が加わりました。「前項に関わらず、公益及び公の秩序を害することを目的

とした活動を行い、並びにそれを目的にして結社をすることは認めない」。また出てきました。

表現の自由は人権の核心です。自由に自分の考えを語り、議論し、発信し、訴える自由です。表現の自由が、結社の自由があるからこそ、今日、憲法9条の会つくばのつどいが成立したわけです。民主政治の直結する肝心、要の人権です。議論できて、意見を聞き、聞いて議論して、発信して、また誰かの意見を受け止めて、また考えて議論する、このサイクルが動いているからこそ民主政治は正常に機能する。この肝心、要な人権であるだけに、権力にとっては都合の悪い人権でもある。だから権力は絶えず表現の自由をどう規制しようかと考えていると言ってもいいわけです。それだけに慎重に権力から守らなければならない人権です。その肝心、要な表現の自由に関心がある2項がくっつけられているのです。いとも簡単に公益や秩序に反する表現が禁じられてしまうのです。何が公益で秩序かを決めるのは行政権力、警察です。あまりにもあいまいな概念なのでどうとでも言ってしまえる。

怖い効果は二つあります。

一つ目は、曖昧な概念ゆえに、どうとでも屁理屈が成り立ってしまうという効果。例えば、脱原発の運動は一網打尽にできてしまう、と思います。「脱原発の運動は原子力発電による安定した電力供給という秩序を乱す不穏な運動だ」という屁理屈が成り立ってしまう。秩序とは何かを考えてみると、この社会は様々な問題があります。貧困もそうだし、原発もそうだし、環境問題もあるのですが、そういった問題を抱えながらも昨日は今日になり、明日になり、曲がりなりにも動いている、曲がりなりにも一定の「秩序」を持って動いている、と言えてしまいます。そうすると、この社会の様々な問題、解消して、一つ上のより良いレベルに社会を持ち上げようという革新的な運動すべてが、「秩序を乱す」と言えてしまう。そういう屁理屈を言える余裕を持たせてしまう、危険な言葉です。TPP、残留農薬、遺伝子組み換えとか、安全保障とか、子供の予防接種とか、国が「これが安心です」「これは国にとって良いことです」と、御墨付きを与えたものに対して、私たち国民が本当にそうなのかなと、もうちょっと説明が欲しいなとか、もうちょっと勉強したいなと疑問を持つことはしばしばある、だから学習会とか開くのですよね。ですが、改憲草案はその疑問を持つことを許さないのです。国が提案したものに対して疑問を持って学習会を開いたりすることも、秩序を乱すと言われかねない。改憲草案にはそういう恐ろしさがあるわけです。

あともう一つは委縮効果です。こういう風には書くと秩序に反すると言われ、取り締まられたらどうしよう、公益を害すると言われて捕まったらどうしようと、やはり不安になる。秩序や公益がどんなものか予測が立たないので、だから国にたてつくようなことは、警察に目を付けられるようなことは、念のためやめようねという風に一斉に委縮してしまう。日本人は本当に忖度が、委縮が、自粛が上手です。わざわざ警察が出ていなくてもこの条文が成立してしまえば、何もしない、何も動かない社会が完成してしまうと、私は危惧しています。そういう21条になってしまう。

次に24条、本当に大切な条文ですが、メジャーにならない、一国民として、一人の女性として、一人の法律家として悔しがっているのですが、皆さん24条にどれだけ親しんでいますか？

24条はあの家制度を廃止に追いやった条文です。人権がなく支配の対象でしかなかった女性を解放して、社会においても家庭内においても女性は男性と対等だと宣言した条文です。あらゆる家族を「あるべき家族」像から解放した条文です。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦は同等の権利を有することを基本として相互の協力により維持されなければならない」。2項「配偶者の選択、財産権、相

続、住居の選定、離婚、並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的同等に立脚して制定されなければならない」。この条文が作られたことで、家制度は廃止に追い込まれました。すべての国民に対して、「あるべき家族とは」「あるべき父親とは」「あるべき男性とは」「あるべき女性とは」「あるべき母親とは」という像を押し付けていた制度から離別することができた条文です。

その条文がどう変えられようとしているか、改憲草案 24 条を見てください。「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない。」突然、1 項に異質な文章が付け加えられたのです。社会の基礎的単位は人ではなく家族だということです。家族は大事だよ、家族は助け合わないよ、といいこと言っていると思われる方もきっと少なくないと思われるかもしれません。ですが、日本国憲法に 24 条ができて全ての女性が開放された、すべての家族があるべき家族像から解放されたと言っても、70 年たっても今なお女性差別が根強い。職場においても、社会においても、家庭においてもやっぱりあるべき女性像というのは有形無形に押しつけられています。女が男と同じように自由な人生を歩んでいるとは到底言えないレベルなのですね。今なおこのレベルなのだから、私たちは日本国憲法の 24 条をしっかりと心に受け止めて、学び直して 24 条をどう実現していけばいいのだろうねと考えていかなければならないレベルなのに、その真逆の方向で、敢えて家族が大事とか家族は助け合わなければならないと最初書き加えようとする、このセンスは何なのでしょう。13 条を変えて人よりも家族なのだ、人よりも社会なのだ、人よりも国家のだと価値観を塗り替えようとしているので、ここで「人より家族が大事なのだ」と言われても、もはやあまり驚かないかもしれませんが、その上で社会における単位は個人ではなく家族なんだ、社会保障は家族単位でやっておけばよいから後は家族の自己責任でどうにかやってくださいねという発想に繋がります。

しかし、家族全員が仲良く円満でいつでも助け合えますという家族が、どれだけあるのでしょうか。育児が大変だし、介護がしんどい、そうはいっても実は兄弟仲がめちゃくちゃ悪い、親子関係が実は破綻している、姑からひどいじめを受けているとか、親戚筋が、本当に関係が悪くてとか、ダブル介護で介護離職して収入が途絶えてしまっている、などなど、なかなかうまくいかない事情を抱える家族の方が多いのではないのでしょうか。いつでも全員で助け合えます、悩みなんて一つもありませんという家族の方が少ないのではないかと思います。同性で結婚したい方だっています。家族の抱える問題は千差万別で DV で命からがら逃げてきた妻子なんか、弁護士で働いていた時いくらかも見てきましたし、距離を置いていた方が平穏な生活が送れるという家族はいくらでもいます。そういう具体的な個々のいろんな家族がいて、それぞれ幸せを必死で模索しているのだよという現状を全部無視して、家族って大事でしょ、人より家族ですね、助け合わなくてはいけないよね、という風に押し付けるのはどうなのでしょう。それを全部家族の中で解決するよと言ってはねかえず、「助け合えない大変な家族をどうケアしようか」と考えるのが国家の役割のはずなのに、その現実を「自己責任論」で無視する、これが改憲草案の 24 条 1 項です。一人一人が自分らしい人生を送ることがどこまでも優先されないのだな、と思わざるを得ません。次に、改憲草案 24 条の 2 項を見てください。「婚姻は両性の合意に基づいて成立し」という文章ある、これは日本国憲法の 24 条の 1 項をちょっと変えたところなのですが、何が変わっているかお気づきですか。婚姻は両性の合意、そうなのです、「のみ」がとれているのです。今の日本国憲法では、婚姻は両性の合意のみによって成立する、あたりまえですよ。愛し合っているカップルが結婚しよう、そうだねと二人の想いで自由に結婚できる。民主主義社会として、自由な社会としてあたり

まえのことですが、改憲草案はそれを許さない。結婚は二人で決めてよいことでないよということなのです。どいうことかという、つまり家族の意向も大事だよということです。社会の基礎の単位、個人ではなく家族だ、結婚だって家族がどう思っているか家族の意志も大事だよ、あるいは家族の意志の方が大事だよというわけです。これが、「すべての女性が輝く社会」をスローガンに掲げている安倍政権の与党自民党が言うことなのかと、途方にくれるわけです。本音はこれなのだと思います。すべての女性が輝く社会と言いながら、女性の社会進出に関する政策は全くもたない。いくら国民が望んでも保育園を増やさない。保育士さんの給料を挙げない。のりくらりかわすだけの安倍政権、そこには、やっぱり「女性は全員結婚したら全員すみやかに複数の子どもを産んで、家庭に入って働かず育児と介護と家事にいそんで夫を支えるべし」という本音が多分あるのだと思います。そういう政権与党に、「家族は大事、社会の基礎的な単位は家族」といわれても、それは無邪気なスローガンではないのだとおもいます。育児と介護、福祉政策ではなく、家庭の自己責任、つまり女性に押し付けることの口実のように聞こえます。

9条を見てみましょう。

9条の会で9条について語るほど緊張することはありません。かえって皆さんの方が詳しいに決まっているので、あえてここで私がお話することがあるのかと思うので緊張するのですが、皆さんの関心も高いと思いますので…

自衛隊を明記するどころではありません。ご存知の通り、国防軍を創設します。

9条の2項で交戦権の否認をバツサリ切り捨てて、新たな9条2項を作り、全面的な自衛権の行使を宣言しています。9条1項は特に変わりません。9条1項というのは、戦争放棄の条文なのですが、9条の1項というような条文を憲法に持っている国は意外とあるのです。戦争は違法だから戦争してはいけないよ、それは1928年のパリ不戦条約が言っていることとほぼ同じことなのです。日本の9条のどこが特徴かといったら9条2項なのです。戦力不保持、交戦権の否認、武力を持たないと宣言している。

しかし改憲草案では、自民党はその9条2項を切り捨てて代わりに全面的に自衛権を行使しますよ、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権も全面的に行使していきますよ、と変える。ご存知のように集団的自衛権とは同盟国と戦争することですから、つまり戦争なのですね。だから、9条1項で戦争はだめだと言いながら2項で戦争するぞといっているのも意味のない条文になってしまう、そういう風に9条を変えて、名実ともに「戦争する国」にしようというわけです。

3項の方では、自衛隊が国内において国民にジュラルミン盾を向けるというか、国内において治安維持活動を展開することが予定されています。国民の徹底的な監視、スパイ活動、情報収集活動が憲法で保障されてしまっていることになる。

国民の領土保全義務の規定にも注意が必要です。改憲草案の9条3です。領土の保全等という新しい条文があります。「国は主権と独立を守るため国民と協力して、領土、領海、および領空を保全し、その資源を確保しなければならない」。国は領土を保全しなければならないという書き方になっているので、国の義務というスタイルになっているのですが、よくよく見ると「国民と協力して」というフレーズがある。私たちが国家に協力しないといけないのだ、と気づいて下さい。これは国民が国家に協力して領土領海を保全しなければいけない義務を負う規定なのです。国民の義務の規定が、さりげなく隠されているのです。あたかも国家の義務かのように書かれているけど、実は国民の義務なのだよ、見逃しては



いけない点だと思います。自民党の解説では、徴兵制とかという言葉を書くと、議論がバタバタとわき起こってセンシティブになるなど、とりあえずこういう文面にしました、という解説がされているのですが、つまり隠しているのだね。とりあえずモヤーとした国民の領土保全義務という書き方をして、それをステップ 1 にしてゆくゆくはもしかしたら徴兵制ということも考えているのかも、足がかりにしたのかなというような予測も立てられます。9 条はそういう風に変えられてしまっています。

98 条と 99 条。改憲草案は日本国憲法にはない新たな第 9 章、「緊急事態」という章を設けています。国家緊急権という言葉をお聞きになったことがありますか。国家緊急権という言葉は、いろんな国にいろんな名前で登場しているものです。ある憲法では戒厳令といたり、ある憲法では非常事態宣言といたり、全部まとめて言うとなら国家緊急権というものです。国家緊急権というのは、レジメに大方の定義を書きましたが、戦争、内乱、大災害などおおよそ通常のシステムでは対処できないほどの非常事態に対し、立憲体制を停止し、つまり人権保障と三権分立を停止し、政治権力を 1 点に集中させることで事態に対処する制度。戒厳令、非常事態宣言とかいろんな名前で呼ばれて、ドイツやフランスなど、導入している国も少なくありません。日本にも、大日本帝国憲法下では三つの国家緊急権の制度が用意されていました。一番使われまくった「緊急勅令」、あと非常大権とか戒厳権とかほとんど使われることはありませんでしたが、その二つが用意されていました。この緊急勅令という名の国家緊急権が大日本帝国憲法下では乱発されて、そのたびに人権侵害が頻発しました。満州事変の時もやられましたし、関東大震災の時もやられました。憲法が停止するのですから、憲法の自爆と言ってもいい条項です。ドイツでワイマール憲法の中に、大統領緊急権という致命的な国家緊急権の条項があったがために、ナチスがこれを利用して数十回利用して、そのたびに憲法停止し続けて、独裁体制を完璧なものにつくりあげてしまった。というように、国家緊急権には乱用の危険がものすごく多い。権力にしてみたら、できるだけ使いたいですね。自分を縛るものを停止させたいわけですから。日本国憲法制定する時にも、帝国議会で国家緊急権を入れなくてよいのかという議論がありました。ですが、結果、「いらない、有害だ」という結論に至って廃止されたのです。金森徳次郎というこの当時の国務大臣が国会で答弁しているのですが、「振り返ってみると満州事変の時も、関東大震災の時も、あのときは緊急勅令を出す必要がなかったと思っている、むしろ有害であったと思っている、それがなくても事態は収拾できたはずだ。そして、乱用の危険があまりにも多いから、これからの民主的に生まれ変わる日本においては、このような戒厳令みたいな国家緊急権はいらないのだと思っています」という答弁をしています。吉田茂首相もそういう答弁をしています。そういうちゃんとした議論があったからこそ、いま日本国憲法には国家緊急権は導入されていないのです。ところが、それを自民党は復活させようとしている、これが緊急事態条項。緊急事態条項という名前で国家緊急権を日本に導入しようじゃないか、と言っているのです。

改憲草案の 98 条、99 条が緊急事態条項なのですが、98 条を読んでみます。「内閣総理大臣は我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱による社会秩序の混乱、地震による大規模な自然災害、その他、法律で定める緊急事態において、特に必要があると認める時は、法律の定めるところにより、閣議にかけて緊急事態の宣言を発することができる。緊急事態の宣言は法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。内閣総理大臣は・・・」と続くのですが、つまり内閣の一存で緊急事態宣言を発することができるのです。2 項に書いてある通り、国会の承認は事後でもいいのです。内閣は一存で緊急事態宣言を発することができるのです。緊急事態宣言を発すると何ができるのかというと、

国会が独占している、国会だけが持っているはずの立法権と同じ力を持つことができる。つまり一度緊急事態宣言が発せられてしまうと、国会はいらなくなってしまうのですね。内閣も立法同様のことができてしまうのだから。内閣が自由に法律同様のものををどンドン作ることができてしまう。

さらに、緊急事態条項が発せられた場合の国民の服従義務が規定されています。99条の3項に、「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も法律の定めるところにより、当該宣言の関する事態において国民の生命、身体および財産を守るために行なわれる措置に関して発せられる国、その他、公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、何条、何条の基本的な人権に関する規定は最大限に尊重されなければならない」。緊急事態宣言が発せられたら、それに反対してはいけないということです。反対したら憲法違反なのです。「ちょっとおかしいんじゃないの、この内閣の措置って」とゆうふうに声をあげることすら、許されないのです。おそらくこの改憲草案が想定しているのは、原発事故が起きたら一定程度の地域の住民を強制的に移住させるとか、ある土地をなんとかの基地にするからそのエリアの住民を簡単に立ち退きさせるとか、あるいは現場でこういうことが起きていることを一切メディアに報じさせないメディア規制とかなのだらうと思いますが、改憲草案はそういう明らかな人権侵害も、許容します。基本的な人権に関する規定は最大限に尊重されなければならないとしか書いてないんです。侵害してはならないという規定ではないのです。尊重しなければならないけど、無理だったら仕方がないという規定でしかない。これだけでも、緊急事態宣言が宣言されてしまったらもう一貫の終わりなのです。

自民党は、今、緊急事態条項なら最初の国民投票いけるのではないかということで、今、公明党や民進党に緊急事態条項で最初の改憲をやろうじゃないかとずっと提案しています。公明党は今のところ反対していますが、公明党なので…どうなるかは判りません。民進党の中でも、右派の民進党の人たちは、大災害に備えて緊急事態条項必要じゃないかという風に、大いに乗り気な議員達はいるので、決して一枚岩ではないのです。このことに、いかに有害無益かを訴えていかなければ手遅れになります。やっぱり彼らは上手なので、災害対策、テロ対策と言ってくるのですね。そうすると5年前の記憶がある私たちは災害対策ということは、別にニュートラルなこと必要なんじゃないのかな、何の知識もなければやっぱり不安で不安に駆られて、それって必要なんじゃないのと誤魔化されてしまいがちなのです。しかし、こんな緊急事態条項のどこが災害対策になるのだと、やっぱり一度立ち止まらなければいけない。特に被災地の人はずごく敏感です。被災地の被災県、岩手、宮城、福島、あと、新潟と長野ですね、被災地の市長とか地方紙は、自民党の改憲草案の緊急事態条項を批判する社説をたくさん書いています。改憲草案の緊急事態条項、これのどこが災害対策なのだろう、被災地に対する冒とくだと言っているのです。災害に必要なのは一にも二にも事前の訓練と備えなのです。でも日本は災害大国ですから、世界的に見ても比類ないほどに綿密な細やかな災害立法がすでになされているのです、十分なほど。

そもそも、災害時には、現場に権限をおろすことが必要です。なのに緊急事態宣言でいきなり現場の権力とか権限とかを一切奪って、国会の権限も全部奪って、「内閣がすべての権限を握ります、皆さんストップ」などとは、まるで真逆の、現場を知らない人の妄想です。

また、テロ対策という、フランスで1年前に同時多殺テロが出た、起こった瞬間に菅官房長官は「テロ対策はとても大切なので緊急事態条項を皆さんと慎重に議論していかなければならない時期が来た」というような発言をしました。これも全くの見当違いの発想で、テロの目的は社会の混乱なのです、社会の動揺、そして社会の混乱、それを目的でテロが起こされるのです。テロに反応して緊急事態条項発

令だいて憲法を停止すると、それはまさに国家の動揺そのものなので、テロの成功なのです。テロが起きて、必要なのは、テロごときで私たちの社会が私たちの国家が動揺することはないのだ、というゆるぎない姿勢を見せることがテロに対しては必要なわけで、テロに対して直ぐに憲法を停止するなどにはテロの思うつぼなのです。だからこんなのをテロ対策というのはほんとに笑止千万なのです。

多分、テロ対策というのは取って付けた理由だと思うのです。なんでもいいからとにかく緊急事態条項導入してみたい、という思惑が、もう、前のめりになっているということがよく判ります。最初に言いましたが、緊急事態条項というのは憲法自身の自爆装置です。こんなものが発令されたら一貫の終わりです。緊急事態条項が一貫の終わりだということを自民党が誰よりも分かっているからこそ、緊急事態条項、最初に改憲の一丁目一番地にしようとして動いているわけです。その恐ろしさを一刻も早く国民みんなが知るように訴えていかないといけないなことを、本当に強く、強く痛感をしています。

駆け足で見てまいりましたが、改憲草案、つまりまとめてしまえば、立憲主義、天賦人権そのものを否定しています。個人の尊重とか天賦人権そのものを否定しています。近代国家としての常識を共有できない国家につくり変えられようとしています。権力を縛るためのツールが憲法なのだ、という近代の常識からすると、つまり改憲草案は憲法ではないのです。改憲草案が提案されているということは、憲法がない社会をパッケージとして提案されている、ということに等しいのです。

最後に、改憲論の今について。憲法審査会が開始されています。南スーダンへの部隊に新任務が付与されています。

最後に、親子関係断絶防止法案とか、家庭教育支援法案と書きましたが、まだご存知ない方がたくさんいると思いますので一言いっておきますが、これ 24 条の改憲の足掛かりの法案です。親子関係断絶防止法案というのは、この臨時国会で提出されそうになっていたところを、必死の運動で撤回させました。良かったけれども、多分、来年また出てきます。これは、家族というものは無条件に良いものだとすることを前提にして、離婚して DV で命からがら逃げている妻子だろうがなんだろうが、無理やり夫と面会させるものです。

家庭教育支援法案というのは、「あるべき家族像とか、あるべき親像、そういう親心、家族像を、今の国民が忘れてしまっているから、子供が非行に走ったり、引きこもりになったり、不登校になったり、学級崩壊が起こっているのだ」という思い込みを前提として、だから、国に役立つ人間を育てるのが親の責務だから、家庭が一丸となって国家に役立つ人間を育てるのが、ということを法案化したものです。一見、憲法とあまり関係ないように見えるかもしれませんが、これを推進しているのはすべて日本会議のメンバーです。ものすごい力をもって推進しているので、すでに家庭教育支援条例という条例が、鹿児島や熊本で成立してしまっているわけです。それを一個、さらに上の段、法律として定めようじゃないかという動きがもうそこまで来ております。一見、憲法と関係ないように思われるかもしれませんが、自分がどう生きたいかよりも、国のためにどう生きるべきかを優先する日本人を育てようじゃないかという法律ができつつあって、24 条の改憲というのはこういう形で迫っているんだということを、ぜひ知っておいてください。

こんな改憲草案を堂々と掲げて、しかも絶対化しないとか言って、実現に向けて、ひた走る政権、そして政権与党が、今なお盤石な支持率を保ったまま、議席もしっかり確保している。私たち国民、主権者がなすべきことは何なのだろうと、私も途方に暮れる思いです。でもですね、振り返って今年の7月の参議院選挙の野党共闘はほんとに歴史的な快挙だったと、前向きに評価しなければいけないと思います。ファシズムと言っていい政権に対して、立憲主義だけは守らなくては、近代国家の土台だけは守らなくては、一点だけで野党がまとまれた。これは知性と理性の勝利だったと思うのです。革新運動の、たくさんの分裂や分断の歴史を乗り越えて一点にまとまれたというその共闘自体が、ものすごい勝利だと思うのです。そして、しかも実を結んで、従来だったら勝つてこない選挙区で、11人も勝たせることができました。このことは、いくら改憲勢力だけで3分の2の議席が確保できた、勝ちましたといったところで、与党にとってはものすごい衝撃であったと思います。1人区、楽勝で勝てるはずの一人区で11人も落としてしまったという衝撃です。

思うに、知識は武器だと思うのです、知識があるからこそ怒れるし、疑問が持てるし、議論ができる、知識って民主主義社会にとっては一番の武器だと思います、平和な武器だと思います。知識という武器を持って、理性を持って、そして結集すれば野党が届くのだな。あんな頑丈なはずの与党を崩せるのだなということを証明できて、そのエネルギーは間違いなく与党を脅かすほどの存在になり得るのだということが、誰の目からもわかった瞬間だったと思います。民進党代表選で候補者の方々が、たまたまこの野党共闘を前向きに評価しなかったことが、私、本当に残念でなりません。いまなお、野党共闘という問題で、民進党が一枚岩で前向きになっていないことが本当に残念ですね。でも、市民は馬鹿じゃないよと思います。あすわかには、本当に毎日毎日、今でも憲法の学習会とか憲法カフェが絶えない、いろんなところから来ます、9条の会、皆様のような昔から平和・護憲団体のみならず、保育園とか、喫茶店のオーナーとか、お寺・教会とか病院とか、病院の受付でやったことがある、学習会を。「今まで政治に興味を持ったことがなかったけれども、なんか不安だよ、今の政権」という不安が、確実に広がり続けていて、知りたい、憲法についてちょっとは知っておきたいというような、「知識を得たい」というそういう食欲さが、まだ全然途絶えてないこと、ほんとにわたしは心強く励まされています。本物の野党共闘、特に民進党の動きなどは、私たち市民が主権者として、どれだけ突き上げられることができるか、突き上げられることができるかにかかっているのだなと思います。憲法がどんなものかを知って、その上で自分の頭で考えて、自分なりにアクションを起こしていく。この一人一人の地道な努力でしかデモクラシーは動きません。民主主義って本当にめんどくさい、ほんとに地道で、めんどくさいシステムなんです。でも、私たちにはこの道しかない。私たちがめんどくさいけどやるのだという覚悟を決めなくちゃいけないのなという風に思うし、それが真理だなと私は学びました。

今日ここで、皆様と一緒に憲法について、未来について考えることができた、このご縁を本当に大切にしたいと思います。乱暴な改憲を許さない輪をまた少し広げることができたかな、嬉しいなと思っています。駆け足になってしまいましたが、ご清聴ありがとうございました。

司会から：黒澤さん、ありがとうございました。お話伺いまして、自民党の改憲草案というものが、いかに限りなく、或いは、非常に露骨に個人の主権を奪って国家に主権を\*\*と目論んでいることがよく判りました。我々もこうして学習会などを通して目を開き、よく考え続け、なにができるかを、実際に

行動していきたいと思います。続きまして質疑応答に移りたいと思います。3名の方から・・・

## 質疑応答

**質問者 1**：日本国憲法の解釈のうえで、自衛権についてはどう考えるのか？

**黒澤**：憲法学の今の状況だと、自衛権そのものを否定しているのじゃないか、という考えの方が多い。政府解釈の方を説明した方がよいですか、

**質問者 1**：水島さん、長谷部さん、あなたと小林さんにしても、自衛権を否定しているとは考えていない。日本国憲法が自衛権にふれていないと、国家が自衛権を持っていることは認めてきたこと。

**黒澤**：放棄しようと言っているのが憲法 9 条なのです。国連憲章とかいまの国際スタンダードで言うと、国には個別的自衛権もあるし、集団的自衛権もある、というのが国際スタンダードだけれども、それはそれとして、うちの国はあえて放棄しますよ、というのが憲法 9 条なのです。

**質問者 1**：ここに集まった人は多分平均 70 才以上。若い人たちはなぜ参加しないかという、自衛権は当たり前だろうと、北朝鮮、中国にたいして、そこでそういう風にかまってないことでメジャーになっていかない、われわれの勢力が。自衛権について憲法を改正してでもやっていくというような、法律関係の流れはないのですか？自衛権は不明ですよ、攻められたときどうするのですか？自衛隊はどうするのですかに対して、存在していてそれを法的にどうするかということ、法学者とか、そういう方々が明確にしていく、平和外交するとか、平和\*\*\*とか、そういう考え方は流れとしてないのですか？若い法学者の方々に。

**黒澤**：私たちあすわかの中でも、自衛隊はそもそも違憲なのだという意見の方が、まあまあ、多いのだけれども、政府解釈のように、あれは憲法 13 条の平和的生存権という文脈の中から、攻められてきているのに、国民が侵略されて殺されようとしているのに、国として何にもせずに、ただ見過ごしているのはどうなのか、そこは最低限の防衛はしないといけないのじゃないのか、それはある一定の解釈として可能なんじゃないか、と言っている人たちもいます。そのせめぎ合いなのでしょうね。ただ、自衛隊自体が違憲なんだってことを今あえて言って、自衛隊が違憲なのだ、合憲なのだと争っていると、おそらく野党共闘もなにもへったくれもないというところで、そこは飲み込んで、とりあえず安保の集団的自衛権の行使だけはやっちゃいけないというところにまとまって反対しているところに意味があるのかなと思います。

**質問者 1**：判りました。どうしてメジャーにならないのか、私 64 歳で、1970 年ごろ革新統一で東京、京都、大阪、みんな革新自治体で社共共闘が進んで、その後自治体は変わりましたが、今回は歴史的に市民を含めてですけど\*\*\*、若い人たちが今どうしてよいかわからない、自分を守ることを考えていて、社会のことを考える余裕がない、格差社会も含めたところで憲法論議していかないと無関心のままにいるのかなと、若いあなた方がその広場をつくってくれないと、多分 9 条の会はずーと過去から一生懸命議論をする\*\*\*になってしまうのかな、若い人たちが力を持ってメジャーになっていかないとと思います。

**質問者 2**：日本国憲法が押し付けられたという議論が強い。これ、非常に説得力ある言葉で、若い人たち、憲法になじみがない人たちは、それに賛同するような雰囲気があるのではと私は思っている。この言葉に危機意識を私は持っています。押し付けられたと思っている人は確かに一部いたかもしれないけど、

国民の大多数は歓迎したと思っています。憲法を守る手法として、押し付けられた論に対する反論をどのように進めたらよいか、その辺の考えがあったら教えてください。

**黒澤**：押し付け論というのはオーソドックスな主張ですよ。多分、それしかいうことがないということもあるのでしょうか、押し付け憲法論に対しては二つ攻め方があると思います。まず一つは「押し付けられてないよ」、もう一つは「押しつけだと何が悪いの」、ということだと思います。まず押し付けられてないよの方ですが、それは真摯に歴史を振り返って事実をひも解いて振り返っていけば自ずとわかることなんですけど、どこをあの人たちが押し付けと言っているのかなとみていると、多分、マッカーサーが1週間でGHQの民生局が作った案を、日本政府に、この案を基に議論したまえと渡したところが、それが押し付けだと言っているだと思っただけですね、多分。日本会議の人たちが作っているDVDを見てみるとそういう文脈で言っているのかなと思うのですが、そもそも民主的な憲法をつくるための草案を作りなさいとマッカーサーは幣原喜重郎内閣に指示し、幣原内閣は当時の憲法学のエリートたちを結集させて、美濃部達吉とか、その弟子の宮沢俊義とか、そしてその助手の佐藤功とか、法学のてっぺんの人たち、あるいは内務省の方から入江俊郎とか佐藤達夫とか、内閣法制局の方のエリート中のエリートとか、憲法と云ったらこの人しかいないというような人たちを寄せ集めて、委員会を作ったんですね。でもその委員会で作られた草案（毎日新聞がスクープ）は、明治憲法をちょっとましにしたぐらいで、天皇の力をちょっと制限させてちょっと自由にできるようになった、内閣もちゃんと明記したぐらいの程度で、天皇は崇高、至尊にして犯すべからず、という天皇主権のままなのです。なんだこれは、だからGHQは失望したのです。この国のエリートたちに任せても、ポツダム宣言を誠実に履行してくれないのだからと失望してしまったわけです。しかもスクープした毎日新聞も、こんな草案だったとはと批判を書き、国民もがっかりした。このままだと憲法が新しい民主的な憲法が創られないということで、じゃ草案だけでもGHQが提案するかということで、マッカーサーが民生局に案を作らせました。民生局の人たちに、憲法も知らないような軍人に1週間で創らせたんだ、というようなことを日本会議の人とか自民党の人が言うんですけど、彼らはその時は軍人ですけど、まとめている者たちはもともとエリート弁護士です。それが軍人として採用されているわけなんですけど、そのエリートたちが各国の憲法とともに一番参考にしたのは何かというと、日本の民間から出てきた草案だったのです。憲法研究会の草案、皆さんご存じかもしれませんが、在野に居た元学者の人たちが戦後すぐに結集して、新しい民主的な憲法を、こういうのはどうだと提案して創った案がありました。それは内閣にも提出されているのですが、委員会は無視しました。しかし、この法案すごいじゃないかと、GHQは徹夜で翻訳をして、素晴らしい案が在野から出てきているという報告書をアメリカ本国にも送るほど、参考にしていました。その憲法研究会の案を参考にしつつ、GHQ草案は1週間で創られました。その草案を、吉田茂や松本蒸治という憲法問題調査委員会委員長へ手渡して、これで君たちは天皇主権から抜け出せないみたいだから、この草案で帝国議会で議論してくださいということを提案されたのです。提案されてどう受け取ったかという、当時、保守党の第1党だった自由党、第2党であった進歩党、こぞって大賛成しました。我が党が考えていることと一緒に、全く違わないみたいな声明を出して、わーと沸き立ったのです。GHQ案を受け取った日本は、ちょっと日本化をはかって、ちゃんと日本の中でも吟味して、日本の改憲草案としました。その日本の草案をOKということで承認して、明治憲法の憲法改正手続きにのっとり、先ず枢密院を通り、第90回帝国議会に提出されて、衆議院と貴族院で審議されて、いろいろ付け加えがありました。日本は最初の案では一院制で、衆議院しかなかった。二院制ないと慎

重に議論できないだろうということで、参議院が創られました。あと、生存権もちゃんとした形で入りました。あと、66条で軍人が内閣総理大臣になってはいけないよという条項もちゃんと入れました。という風ないろいろな条項を入れて、さっき言ったような国家緊急権はいらねえよ、という議論も踏まえて、数々の修正がなされて日本国憲法が制定されたのです。11月3日に公布されて、翌年の5月3日に施行された。

さて、この歴史を振り返って、果たして日本国憲法は、押しつけられたものでしょうか？「押し付けられた」と言っている人たちは、押し付けられたと思ひ込みたい、だからそのことしか見てないんですね。GHQ草案が1週間で創られて、脅迫まがいにはばんと押し付けられて、これで審議しろと言われたのだ、これの中身を変えることは許されない的な恫喝された、というストーリーを思ひ込みたいから主張しているのだけなのであって、歴史を、事実を真摯に向き合って歴史をひも解けば、自ずと押し付けられているわけではない、ということはおぼろげにわかってきます。

重要なこと、9条の会で言い忘れてはいけません。9条は幣原喜重郎首相自身が提案したものです。幣原喜重郎自身が、そのことをあまり表で言いたがらなかったのも、なかなか証拠が見つからなかったのですが、最近、東京新聞が報道しました。憲法9条は、幣原喜重郎首相自身がマッカーサーに対して提案して、マッカーサーが提案してくれてありがとうと言って、マッカーサー元帥が草案に盛り込んだものなのです。だから、憲法9条はまぎれもなく日本人自身が自分の力でつかみ取ったものと言えます。

第2の「押し付けで何が悪いの」ということですが、まさにそうなのです。ほんとに自民党さんで、国籍とか生まれとか気にしますよね。でも、実質を見て、「いいものだったらいいんじゃないの」ということです。押し付けられようがなんであろうが、生まれがなんであろうが内容がよければそれでいいんじゃないの、と思います。押し付けられたから自主憲法をつくりたいというのは、なんか、中身がないですよ、聞いていて。押し付けられたものだからいやだ、だから自主憲法をつくりたい、だから憲法を変えなくてはいけないというのは、あまりにも空虚で中身がない議論です。親の政略結婚でくっついた夫婦がいるとします。けどとても気が合って、とても愛し合ってご主人と連れ添っていた、ご主人、連れ添った後に、「僕たちは親の政略結婚で一緒になった仲だから、離婚しよう」と言うのでしょうか？元がどんな事情であれ、気が合って仲いい夫婦で愛し合えたのだから構わないという話なのです。それと同じくらい押し付け憲法、押し付けられたから自主憲法をつくらなければならないだ、という主張はそれくらい空虚でなんだか意味の分からない主張なのだよ、と私は思います。

という2段階の批判ができると思います。改憲したい人たちは、押し付けられた憲法だ、と百万回言えば真実になるとでも思っているのでしょうか。だから連呼していると思います。実際、押し付けられたのでしょ、と平気で誤解されてしまっている方がとても多いので、歴史を検証するとか、検証するまでもないないのですが、だから押し付けられたからなんなの、というようなこと、地道に押しつけないといけません。

**質問者1**：草案は英語で渡されたということですね。

**黒澤**：そうです。

**質問者1**：日本語に変えたのは日本の方で、

**黒澤**：そうです。

**質問者1**：議会を通して訂正されたことですね。9条の前項の目的を達するために・・

**黒澤**：芦田均が修正したものです。なので、9条もちゃんと日本は日本、芦田修正が大事というか、いろ

いる議論を呼ぶことになってしまいました。その修正を日本の帝国議会は、芦田均という国会議員が修正を加えたものです。すごい大きく修正されているのです。そういう事実もほんとに大切に、言っていないかなければならない、忘れてはならないことだと思います。

**質問者 3:** 難しい話ではないのですが、立憲主義というのは権力を縛るものだ、そうだと思っていたんですが、今日の話もそういう前提なのですが、自民党の議員の中にもたくさん弁護士がいるとおもうのです。で、立憲主義とかについての理解というのは、法律家の中でも共通的理解だと思っているのか、実はそうではなくて、そういう立場に立った方が反対をしていて、そうでない人たちがいる、そのへんのところを。

**黒澤:** 恥ずかしい限りですね。弁護士の中にも立憲主義すら知らないのかという、弁護士出身の国会議員はたくさん、たくさんいます。司法試験の科目として、勿論、憲法はあるのですけれども、立憲主義というものをそんな土台を問うというような司法試験が今まではなかった、ということもあるでしょうし、それ以前の問題でしょとも思うのですけど。純粋に知らなかった、知らないでも弁護士になれてしまっていたというのは問題だと思うのですよ。知らなくても弁護士になれてしまっていたことが大きいと思います。実際ご存知かもしれませんが、磯崎さんというこの改憲草案をつくって、しばしば安倍政権の重要なポストにもついている磯崎さんという人が、この改憲草案をつくった後に、立憲主義が守られていないという批判をしばしば目にするのですが、私は初めて聞いた言葉です。最近の学説の言葉なのですかというのをツイートしていました。はい、ほんとに情けない限りです。あとは、弁護士ではありませんが、その中のこれを起草したメンバーの片山さつきさんという議員の人は、立憲と実権と人権論をとるのはやめにしました。国のために何ができるのかを、国民一人一人を考えようというような憲法草案にしました、という嬉しそうなツイートをしていました。この改憲草案をつくっている人たちは、立憲主義は嫌い、立憲主義を否定したいのだ、という意欲に駆られている人もいれば、そもそも立憲主義を知らないという人もいます。こういう人たちが合い混じって、作りあげた改憲草案だともいえると思います。

**質問者 1:** 発言あり、・・・・・・・・・・・・・・・・

**司会:** よろしいでしょうか。では、以上を持ちまして記念講演を終了させていただきます。